



島根県報

令和7年4月8日（火）

第 6 0 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務（子ども・子育て支援課） 2
の委託の解除

保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務（ ） 2
の委託

県営土地改良事業計画の決定（2件）（農 村 整 備 課） 2

県営土地改良事業計画の変更（ ） 3

【公 告】

島根県給与管理システム専用基盤構築及び運用保守業務に係る提案競技の実施（人 事 課） 3

公共測量の終了（2件）（技 術 管 理 課） 7

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 8

告

示

島根県告示第222号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月8日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地
社会福祉法人日本保育協会
東京都千代田区麴町1-6-2
- 2 委託した支払金等の種類及び事務の内容
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務
- 3 委託の解除年月日
令和7年3月31日

島根県告示第223号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同条第2項並びに島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項及び第56条の2第1項の規定により告示する。

令和7年4月8日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地
社会福祉法人日本保育協会
東京都千代田区麴町1-6-2
- 2 委託した支払金等の種類及び事務の内容
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年4月1日
- 4 委託の開始年月日
令和7年4月1日

島根県告示第224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和7年4月8日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
黒竹地区用排水施設事業（県営農村地域防	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場

災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）			
-------------------------	--	--	--

島根県告示第225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和7年4月8日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
長谷地区区画整理事業（県営農地整備事業（中山間地域型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	飯南町役場

島根県告示第226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和7年4月8日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
鳴滝地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

公 告

島根県給与管理システム専用基盤構築及び運用保守業務に係る予定事業者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和7年4月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県給与管理システム専用基盤構築及び運用保守業務

(2) 仕様

提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県給与管理システム専用基盤構築業務

契約の日から令和7年12月31日まで

イ 島根県給与管理システム専用基盤運用保守業務

令和8年1月1日から令和12年9月30日まで

(4) 提案価格の上限額

島根県給与管理システム専用基盤構築及び運用保守業務費用

77,295,350円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。ただし、各年度上限額は目安であり上限合計額の範囲内で自由に設定できるものとする。

令和7年度 17,719,570円

令和8年度 13,239,050円

令和9年度 13,239,050円

令和10年度 13,239,050円

令和11年度 13,239,050円

令和12年度 6,619,580円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の氏名

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の契約不適合責任
- (ツ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和7年4月8日（火）から同年5月1日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部人事課 給与制度係

電子メール jinji-kyuuyo@pref.shimane.lg.jp

ウ 配布手続

提案競技に必要な県の各種資料を閲覧及び受領するには、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること（持参、郵送又は電子メールによる。誓約書様式は、島根県ホームページで提供する。）。

各種資料の電子交付を希望する場合は、法人名、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先メールアドレスを明記し、(1)のイあて電子メールにより申し込むこと。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(7) 担当者届 1部

(8) 提案書提出書 1部

(9) 提案書 8部

(10) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和7年5月1日（木）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和7年5月19日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部人事課給与制度係

電話 0852-22-5030 F A X 0852-22-5024

電子メール jinji-kyuuyo@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、電子メールにより提出すること。

(2) 質問提出期限は、令和7年4月16日（水）正午までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和7年4月23日（水）までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。ただし、場合によっては質問後速やかに回答することがある。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 島根県給与管理システム専用基盤構築及び運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) プレゼンテーション等の日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) プレゼンテーション等においては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。

(6) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。

(7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Infrastructure for Shimane Prefectural Government Payroll Management System 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents: 3:00 p.m. 19 May 2025
- (3) For further details contact: Human Resource Division, Shimane Prefectural Government 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL: 0852-22-5030

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年3月24日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年4月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（地籍調査に伴う航空レーザ測量）

2 作業期間

令和6年9月18日から令和7年3月24日まで

3 作業地域

益田市美都町都茂及び宇津川地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年3月21日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年4月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び用地測量）

2 作業期間

令和6年8月5日から令和7年3月21日まで

3 作業地域

雲南市加茂町神原地内

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第1号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和7年5月1日から施行する。

令和7年4月8日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

特別室使用料の項中「6,600円」を「7,700円」に、「6,000円」を「7,000円」に、「5,500円」を「6,600円」に、「5,000円」を「6,000円」に改め、「特別室E 1日につき 4,840円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、4,400円）」を削る。